内閣府

渡　文明

願に依り民間資金等活用事業推進委員会委員を免ずる（十月一日）

石原　邦夫

民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する（十月三十一日）

防衛省

（自衛隊中央病院）一等陸佐　志田　祐子

自衛隊中央病院付を命ずる（十月二十一日）

（海上自衛隊艦船補給処計画部長）一等海佐　今村　仁

海上自衛隊東京業務隊付を命ずる（海上自衛隊艦船補給処）同　許斐　栄一

海上自衛隊艦船補給処計画部長を命ずる（以上十一月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月三十日午後四時十九分御出門、「生誕百年佐藤太清展」を御覧のため、板橋区立美術館（板橋区）へ行幸啓、同五時五十八分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、モロッコ国の新年につき、十一月一日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の新年につき、十一月一日同国大統領ハリーファ殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプト国の新年につき、十一月一日同国暫定大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日ドミニカ国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安学校

代表者の氏名

（変更前）長澤　安純

（変更後）船越　良行

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部（一部）を休（廃）止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録小型船舶教習実施機関の名称　海上保安学校

(二) 住所　京都府舞鶴市字長浜二〇〇一番地

(三) 廃止する登録小型船舶教習事務所の名称及び所在地

海上保安学校登録小型船舶教習所　京都府舞鶴市字長浜二〇〇一番地

(四) 登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

(五) 廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分

二級小型船舶操縦士第一種教習所

(六) 廃止年月日　平成二十五年四月一日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

東北運輸局長　長谷川伸一

株式会社日本船舶職員養成協会東北

登録小型船舶教習実施機関の住所

（変更前）宮城県塩竈市貞山通二丁目三番八号

（変更後）宮城県塩竈市港町一丁目四番一号

登録小型船舶教習事務を行う事務所の所在地

（変更前）宮城県塩竈市貞山通二丁目三番八号

（変更後）宮城県塩竈市港町一丁目四番一号

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

中国運輸局長　小橋　雅明

(一) 登録年月日　平成二十五年六月四日

(二) 登録番号　中小教第八号

(三) 登録小型船舶教習実施機関の名称　ベイサイド海事事務所　森下　俊幸

(四) 住所　広島県尾道市一丁目九番二十二号　第二堀田ビル　中三階　三三一号

(五) (六) 代表者の氏名　森下　俊幸

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

ベイサイド海事事務所登録小型船舶教習所

広島県尾道市一丁目九番二十二号　第二堀田ビル　中三階　三三一号

(七) 登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

四国運輸局長　丸山　研一

一　高知県立高知海洋高等学校

代表者の氏名

（変更前）森　誠一

（変更後）宮繁　啓司

二　愛媛県立宇和島水産高等学校

代表者の氏名

（変更前）野上　完治

（変更後）田井野経生